

Ⅱ 水質汚濁の防止対策

本市は、昭和 52 年 4 月に法令等の補完を目的とした「公害防止対策に関する指導方針」を定め、事業場等に対する定期的な監視指導及び新增設事業場との事前協議等、水質汚濁の未然防止対策を推進してきました。

水濁法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に定められた特定施設を設置し、排水を公共用水域に排出する特定事業場数は、令和 7 年 3 月 31 日現在法によるもの 658 事業場、県条例によるもの 4 事業場となっており、このうち規制対象事業場数は 149 事業場です。(表-11・12・13)

また、業種別では、紙・パルプ業の 80 事業場の排水量が最も多くなっています。

規制対象事業場には、排水基準を遵守するための排水処理施設が設置されるとともに、公害防止統括者並びに管理者等が置かれ、事業場内の公害防止組織体制も整備されています。

なお、平成 13 年 4 月 1 日から、水濁法による立入検査の権限が静岡県から移譲され、排水基準違反の事業場に対して、注意・勧告といった行政指導を行い、事業場が排水基準等を遵守するよう徹底を図っています。



水質汚濁防止法による立入検査の様子

表-11 水濁法に基づく特定施設

(令和7年3月31日現在)

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
1-2	豚房、牛房、馬房施設 (畜産農業又はサービス業用)	153	70	54	抄造施設等 (セメント製品製造業用)	18	4
2	原料処理施設等 (畜産食料品製造業用)	34	6	55	バッチャープラント (生コンクリート製造業用)	11	10
3	原料処理施設等 (水産食料品製造業用)	31	6	60	水洗式分別施設 (砂利採取業用)	10	8
4	原料処理施設等 (野菜等原料とする保存食品製造業用)	3	1	63	焼入れ施設等 (金属製品等製造業用)	86	7
5	原料処理施設等 (みそ、しょう油等製造業用)	13	5	63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、排ガス洗浄施設	6	1
8	粗製あんの沈でんそう (パン又は菓子製造業用)	3	3	64-2	沈でん施設等 (水道又は工業用水道施設)	43	2
9	洗米機 (米菓又はこうじ製造業用)	1	1	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	372	20
10	原料処理施設等 (飲料製造業用)	50	9	66	電気メッキ施設	11	3
12	原料処理施設等 (植物油製造業用)	3	0	66-3	ちゅう房施設等 (旅館業用施設)	844	97
14	原料処理施設等 (でん紛等製造業用)	62	1	66-4	ちゅう房施設 (共同調理場)	3	1
15	原料処理施設等 (ぶどう糖等製造業用)	74	0	66-5	ちゅう房施設等 (弁当仕出屋等)	9	8
16	湯煮施設 (めん類製造業用)	5	5	66-6	ちゅう房施設等 (飲食店等)	4	4
17	湯煮施設 (豆腐又は煮豆製造業用)	47	28	67	洗浄施設 (洗たく業用)	118	76
21	湿式紡糸施設等 (化学繊維製造業用)	9	0	68	自動式フィルム現像洗浄施設 (写真現像業用)	14	8
23	原料浸せき施設等 (パルプ、紙等製造業用)	684	80	68-2	ちゅう房施設等 (病院)	21	1
24	ろ過施設等 (化学肥料製造業用)	7	1	70-2	洗車施設 (自動車分解整備業務用)	8	3
27	ろ過施設等 (無機化学工業製品製造業用)	32	5	71	自動式車両洗浄施設	151	143
32	ろ過施設等 (有機顔料又は合成染料製造業用)	96	1	71-2	洗浄及び焼入れ施設 (科学技術研究等業務用)	59	6
33	縮合反応施設等 (合成樹脂製造業用)	63	3	71-4	産業廃棄物処理施設	46	3
34	ろ過施設等 (合成ゴム製造業用)	2	0	71-5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン等による洗浄施設	1	1
44	原料処理施設等 (天然樹脂製品製造業用)	6	0	71-6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン等の蒸留施設	18	0
46	水洗施設等 (有機化学工業製品製造業用)	271	5	72	し尿処理施設 (500人以下のし尿浄化槽を除く)	17	12
47	動物原料処理施設等 (医薬品製造業用)	24	3	73	下水道終末処理施設	2	2
51-2	直接加工施設 (ゴム等製造業)	6	3	74	特定事業場から排出される水の処理施設	22	2
合 計						3,573	658

(1つの事業場で複数の施設がある場合は、主たる施設の方へ事業場数を数えるものとする。)

表-12 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定施設

(令和7年3月31日現在)

No.	施設名	施設数	事業場数	No.	施設名	施設数	事業場数
2-2	アルミニウム、アルミニウム合金、亜鉛又は亜鉛合金の用に供するダイカストマシン	47	2	4	ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設	3	1
3	ゴム製品製造業の用に供する混練施設	10	1	合 計		60	4

表-13 特定事業場の放流先別事業場数

	紙 パ ル プ	化 学	薬 品	写 真 印 刷	金 属 製 品 製 造	飲 食 店 等	し 尿 処 理 ・ 下 水 道	砂 利	コ ン ク リ ー ト ・ ス レ ー ト	食 品 飲 料	と 畜 解 体	ク リ ー ニ ン グ	洗 車	豚 牛 房	試 験 研 究	旅 館	そ の 他	計
岳南排水路	60	3	1		3							1					2	70
	58	3	1		3												2	67
潤井川	1	1		1	2	3	2		1	10	2	6	25	2		11		67
		1			1	1	2			2	2				1			10
小潤井川	3	2		1	4	3	2			10		9	31	1	2	12		80
		2			2	1	1			2								8
和田川	1	1		2	1	1	2		2	3	1	16	21		1	16		68
	1			1	1		1								1			5
沼川	4	1	1		6	2	2		4	5		7	13	1	2	8		56
	3	1	1		5	1	2											13
滝川		3			2		2		2	8	2	5	11	1		8	1	45
		1			1		2		1								1	6
赤渕川										3			1			1	1	6
										1								1
田子江川		2	1		2					5		4	2			1		17
		2	1		2													5
富士早川・下堀	3	1		2	4	2	2	1	1	8		13	29			34		100
	2	1			3	1	2			1								10
富士川	6	4		2	3	2	6	5	2	5	1	3	7			3		49
	5	2			2	1	5	4			1							20
海 域	1							1		1			1			2		6
上堀・ 四ヶ郷用水					3		1	1	1	1		1	1					9
					3		1											4
回収処理 畑地還元等	1				1				1			11	4	65	1	1		85
計	80	18	3	8	31	13	19	8	14	59	6	76	146	70	6	97	4	658
	69	13	3	1	23	5	16	4	1	6	3	0	0	0	2	0	3	149

(注) 2段のうち下段は、規制対象事業場数

1 水質汚濁防止法による発生源監視

水濁法では、特定施設を設置している「特定事業場」から公共用水域に排出される排出水に対して、全国一律の排水基準が定められていますが、この排水基準で環境基準を達成・維持することが困難な場合には、都道府県条例でそれぞれの状況に応じて一律基準よりも厳しい基準「上乘せ排水基準」を設定し得るものとされています。

奥駿河湾水域は、昭和47年8月より上乘せ排水基準が適用されており、昭和51年6月に同基準の見直しを経て現在に至っています。規制対象区域は、清水灯台と伊豆大瀬崎灯台を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域及びこれに流入する公共用水域の範囲となっています(田子の浦水域及び狩野川水域を除く)。

また、田子の浦水域は、奥駿河湾水域とは別に、上乘せ排水基準が適用されています。規制対象区域は、昭和第2放水路河口右岸から富士川河口左岸に至る地先の海域及びこれに流入する公共用水域の範囲となっています。

本市は、この奥駿河湾水域及び田子の浦水域の範囲内において、浮遊物質量(SS)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)等の生活環境項目について上乘せ排水基準(濃度規制)が適用されています。

(1) 立入検査実施状況(表-14・15)

令和6年度は、延べ174事業場に対する立入検査を実施しました。この結果、排水基準違反事業場は5事業場、違反率は2.9%でした。なお、排水基準違反等の事業場に対しては、原因究明並びに改善計画書提出を要請する等、積極的に指導しています。

表-14 排水立入検査実施結果表(立入・違反事業場数は、延べ数とする。)

立入 事業場数	違反 事業場数	違反率 (%)	違反項目数				
			pH	SS	COD	BOD	その他
174	5	2.9	1	1	3	2	1

表-15 行政措置の業種別件数

業種別	紙・パルプ	金属	食品	その他	合計	業種別	紙・パルプ	金属	食品	その他	合計
一時停止	0	0	0	0	0	改善勧告	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	0	注意処分	1	0	1	3	5

(2) 代表的な違反原因と指導内容

① 違反原因

- ・ 設備や計器類の故障
- ・ 排水処理施設の薬品添加不足

② 指導内容

- ・ 自社分析結果の市への報告
- ・ 排水処理施設の定期点検の徹底
- ・ 作業手順書(マニュアルの整備)
- ・ 恒久対策後の効果の検証、報告

2 田子の浦水域の浮遊物質（ＳＳ）協定

この協定は、田子の浦水域の公害防止と港の機能維持を目的とする恒久対策の一つとして、静岡県と対象企業（締結当時 製紙 136工場、その他16工場）を代理する（一社）富士環境保全協会との間において、産業活動によるＳＳの排出負荷量を年間２万トン以下とすることについて、昭和52年４月25日に締結されました。

これに基づき、協定量を超過した場合については、超過した部分について汚泥浚渫の費用を企業側が負担することになっています。この水質の測定、調査及び濁度計の維持管理は（一社）富士環境保全協会が行い、１日３回を原則として排水中のＳＳ濃度を測定することとし、県はこの水質状態の立入検査を行うことができるものとされています。

（一社）富士環境保全協会は、測定したＳＳの月間の平均濃度、排水量、ＳＳ量及び稼働日数を、毎月県に報告することになっています。また、この協定に定められた協定量について、企業の共同責任を柱とした自主監視体制が確立されています。

（１）田子の浦港への産業活動によるＳＳ排出負荷量

協定に基づき、地域企業がＳＳの排出削減に努めた結果、毎年協定量以下で推移しています。平成19年からは、年間１万トンを下回っています。（表-16）

表-16 田子の浦港への産業活動によるＳＳ排出負荷量（各年：１月～12月）

放流先	河 川			沼 川 吐 口			沼 川 橋 吐 口			年 合 計		
年 別	検針水量 m ³	水 質 mg/L	ＳＳ 負荷量	検針水量 m ³	水 質 mg/L	ＳＳ 負荷量	検針水量 m ³	水 質 mg/L	ＳＳ 負荷量	検針水量 m ³	水 質 mg/L	ＳＳ 負荷量
H15	71,933,965	4.7	342	187,969,725	35.6	6,701	198,915,712	25.6	5,097	458,819,402	26.4	12,139
H16	61,403,630	4.2	255	193,967,119	33.3	6,460	191,309,607	26.1	4,995	446,680,356	26.2	11,711
H17	61,559,493	4.3	263	182,050,946	31.4	5,725	192,565,914	25.1	4,825	436,176,353	24.7	10,813
H18	59,117,375	4.1	244	190,952,141	31.4	5,997	178,788,682	24.0	4,293	428,858,198	24.6	10,534
H19	54,834,497	4.2	229	189,777,807	31.2	5,915	176,628,107	21.4	3,775	421,240,411	23.5	9,919
H20	52,936,174	4.9	259	180,781,120	32.8	5,921	167,980,009	18.7	3,202	401,697,303	23.4	9,382
H21	49,689,937	4.0	196	167,577,513	31.1	5,213	151,073,055	18.5	2,780	368,340,505	22.2	8,189
H22	50,989,544	4.0	205	166,872,247	28.1	4,684	144,885,303	16.6	2,408	362,747,094	20.1	7,297
H23	49,002,112	3.9	198	167,779,689	28.2	4,725	139,464,049	19.0	2,646	356,245,850	20.8	7,416
H24	48,934,179	4.7	229	147,481,013	28.7	4,233	140,265,319	18.8	2,642	336,680,511	21.1	7,103
H25	49,193,274	4.0	191	152,839,387	30.7	4,697	107,373,788	18.8	2,023	309,406,449	22.3	6,911
H26	46,454,728	3.1	143	151,677,016	28.6	4,341	97,837,517	19.3	1,884	295,969,261	21.5	6,368
H27	44,868,506	3.3	146	144,756,507	34.1	4,941	92,075,374	22.2	2,044	281,700,387	25.3	7,131
H28	43,255,791	3.6	156	140,898,160	33.9	4,774	92,005,129	20.5	1,890	276,129,080	24.7	6,820
H29	42,071,959	3.2	136	143,588,596	31.8	4,561	95,132,624	20.3	1,930	280,793,179	23.6	6,627
H30	42,381,253	3.8	161	142,148,120	31.2	4,429	92,894,308	19.4	1,805	277,423,681	23.0	6,395
R1	40,189,456	3.0	122	139,117,091	32.7	4,544	83,188,658	19.5	1,622	262,495,205	24.0	6,289
R2	42,181,357	2.5	107	136,650,806	31.4	4,297	75,318,271	20.3	1,532	254,150,434	23.4	5,936
R3	40,182,236	2.8	111	139,931,199	28.8	4,034	74,446,908	18.7	1,395	254,560,343	21.8	5,540
R4	38,534,639	2.7	107	136,212,153	34.0	4,624	77,625,267	19.5	1,521	252,372,059	24.8	6,253
R5	36,883,048	3.9	144	122,947,156	32.2	3,954	82,638,199	22.8	1,883	242,468,403	24.7	5,982
R6	38,278,535	3.4	130	122,789,293	30.5	3,748	84,594,992	23.7	2,000	245,662,820	23.9	5,879

（２）田子の浦水域のＳＳ自主監視と目標値

（一社）富士環境保全協会は、静岡県と締結した水質協定に基づき、産業活動による港へのＳＳ排出負荷量を年間２万トン以下に抑制するため、地域企業の共同責任を柱とした自主監視体制を確立し、地区ごとに自主監視委員会及び監視班、水質測定者を定め、岳南排水路末端３ヶ所の水質監視所のほか、各管路に設置された地区別８ヶ所の水質監視所において毎日採水分析及び濁度計のチェックを行っています。

また、各監視所では目標値が定められており、濁度計の異常値が認められた場合は、至急改善を要請することになっています。（表-17、図-13）

表-17 岳南排水路監視所と日間平均目標値（ＳＳ）

（mg/L）

名 称	日間平均目標値	異常値	対 象 地 区
天 間監視所	40.2	60	岳排１号富士宮
伝 法 〃	41.2	60	岳排１号鷹岡
河 原 〃	41.8	60	岳排１号分排
依田原 〃	43.0	60	岳排１号南部
依田橋 〃	42.3	60	岳排２号
原 田 〃	40.2	60	岳排３号Ａ
今 泉 〃	40.0	60	岳排３号Ｂ
前 田 〃	32.3	60	岳排５号
（岳 南 排 水 路 末 端）			
久保田 〃	26.50	60	岳排４号
貯木場 〃	41.54	60	岳排１号北の一部＋１号南＋２号＋３号
港 〃	35.46	60	岳排１号北の一部＋５号

※（一社）富士環境保全協会：田子の浦水域ＳＳ自主監視規約による

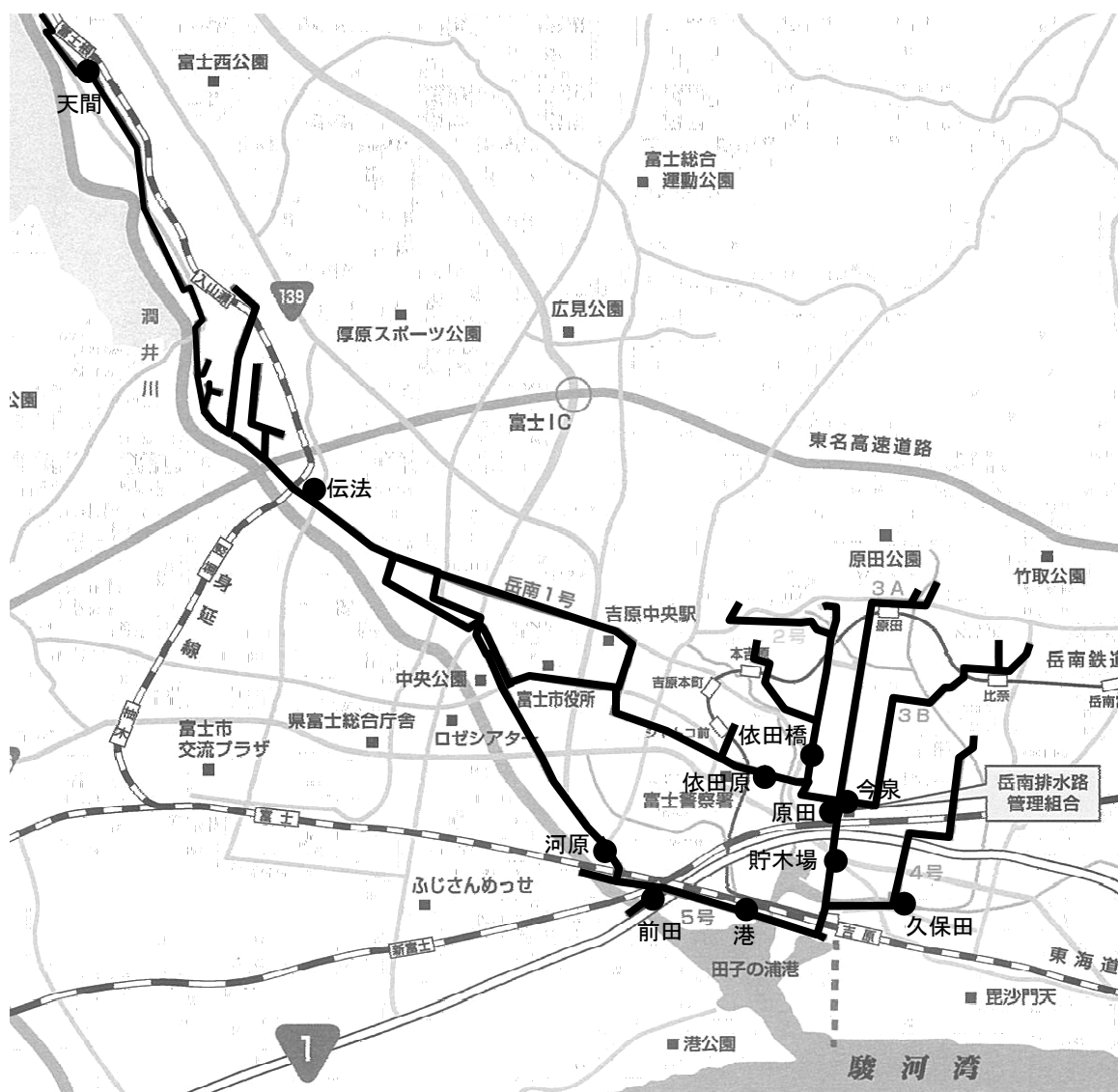


「田子の浦港」の全容

岳南排水路における監視所（一部）



図-13 岳南排水路管路図及び水質監視所設置地点図



Ⅲ 地下水対策等

1 地下水項目による地下水汚染防止

地下水がトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物によって全国的に、しかも広範囲に汚染されていることが判明し、大きな社会問題となりました。そのため、平成元年、水濁法改正に伴いトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの2物質が有害物質として追加され、排水規制とあわせて地下浸透の規制、都道府県知事に地下水質の常時監視が義務づけられる等の地下水汚染の未然防止対策が整備されました。

また、平成6年に地下水汚染対策を行う上で必要な技術を取りまとめた「暫定指針」が策定され、平成8年に地下水の浄化措置制度が水濁法に盛り込まれました。そして、平成9年3月に「地下水の水質汚濁に係る環境基準」の告示、平成11年1月に「土壌・地下水汚染運用基準」が通知され、地下水の水質保全に向けての基準及び対策指針が整いました。平成13年には水濁法における地下浸透の規制対象項目である有害物質が27物質に拡充されました。平成22年には地下水の環境基準項目が新たに追加され、現在28物質に基準が設定されています。

また、平成24年6月に水濁法が改正され、地下水汚染を未然に防止するために、健康項目に定める有害物質を使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準の遵守と、施設の構造・使用の方法等について、定期点検の実施が義務付けられました。(表-18)

表-18 構造等に関する基準の適用を受ける事業場数

製造業	化学工業	薬品	廃棄物処理業	写真現像焼付	試験研究	洗濯業	その他	計
16	8	1	2	3	8	0	2	40

※下水道接続事業場含む

(令和7年3月31日現在)

表-19 立入検査実施結果表

立入件数	違反件数	違反率(%)	違反項目	
			書類	構造
20	0	0	0	0

(1) 有害物質を使用、貯蔵等を行う事業場の調査・指導

有害物質を使用、貯蔵等を行う事業場に対して、構造等に関する基準の遵守、定期点検、有害物質の適切な管理・使用方法等の指導を実施しています。

令和6年度は、構造等に関する基準に係る立入検査を20件実施しました。(表-19)

(2) 環境モニタリング調査

本市は地下水汚染の状況を把握するために、市内全域を10kmメッシュの8区域に区切り、その中から調査地点を選定し、調査を実施しています。令和6年度は2地点を選定し、すべて環境基準を達成していました。(図-14、資料編Ⅳ-4)

(3) 定点モニタリング調査

本市は、これまでの地下水水質調査で環境基準を超過した地域で継続監視を実施しています。令和6年度の測定結果については以下のとおりです。(図-14、資料編Ⅳ-6)

① 柳島地区

平成10年1月に柳島地区内にある工場から敷地内井戸で、当時の環境基準値(0.03mg/L(現在は0.01mg/L))を超過するトリクロロエチレンが検出されたとの報告がありました。

工場は、県及び市の指導に基づき、地下水汚染の拡散を防止するため、汚染土壌の入れ替え、焼却処分、バリア井戸の設置を実施しました。現在も地下水の揚水による浄化、土壌抽気(土壌中の空隙の気体を吸引し浄化)処理等による浄化対策を進めています。

また、工場敷地内井戸(計35本)について定期的(月1回)に水質を分析し、市へ報告しています。

市は、平成10年6月に周辺井戸195本について水質調査を実施した結果、トリクロロエチレンに係る環境基準値を超過する井戸が5本確認されたため、これらの井戸を含む30本の井戸(工場敷地内行政観測井戸2本を含む)について継続監視を実施してきました。

これらの継続監視をしてきた井戸で、廃止した井戸、またはトリクロロエチレン濃度が5年連続で環境基準値を下回っている井戸24本については、地下水の水質監視を終了しています。

令和6年度の工場敷地内の結果は、0.033～0.046mg/L(年平均値0.040mg/L)でした。また、工場敷地及び下流域に位置する6本の井戸について水質監視を実施した結果、工場敷地外の井戸でトリクロロエチレンの環境基準値を超過した井戸はありませんでした。

② 鮫島地区

平成14年9月に鮫島地区内にある工場から、新工場建設に伴う掘削工事中に浸出水から環境基準値(0.01mg/L)を超過するテトラクロロエチレンが検出されたと市へ報告がありました。

工場は、市の指導に基づき、土壌・地下水汚染の浄化対策として、土壌ガスの調査、バリア井戸及び浄化井戸の設置、汚染土壌の処理を実施しました。現在も地下水の揚水による浄化対策を進めています。

また、工場敷地内井戸(計17本)について定期的(月1回、うち2本は年1回)に水質を分析し、市へ報告しています。

市は、工場敷地内及び敷地外の地下水の下流域で選定した井戸について水質を継続監視しています。

令和6年度の市の監視井戸のテトラクロロエチレン調査結果は、工場敷地内井戸0.012～0.019mg/L(年平均値0.015mg/L)、工場敷地外井戸(南側)はすべて定量下限値未満でした。

③ 中之郷地区

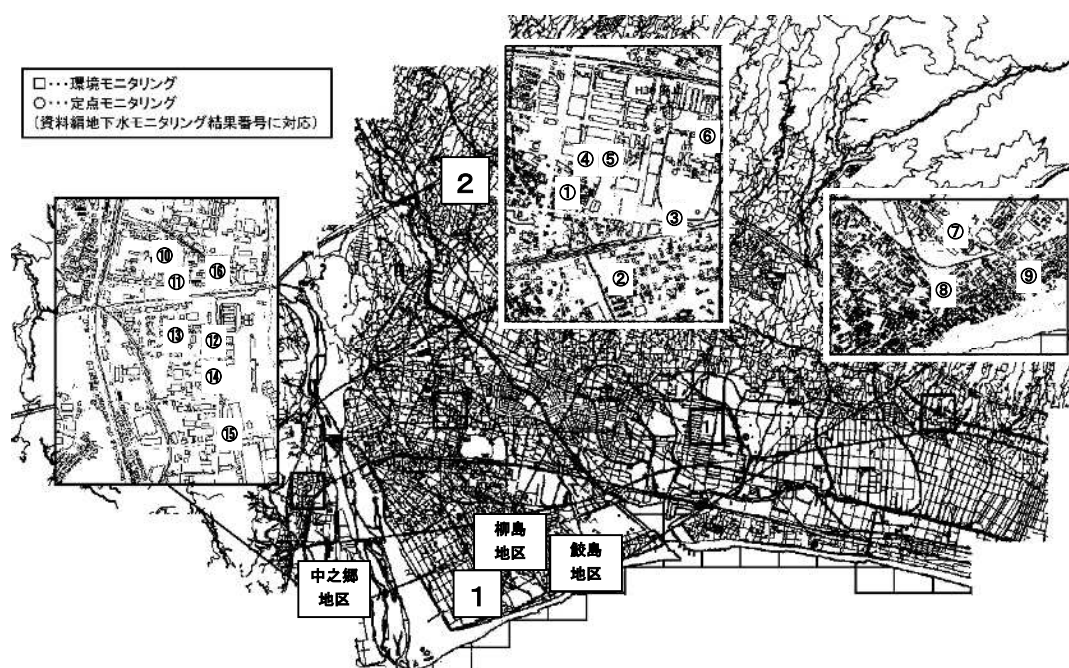
平成元年11月に、旧富士川町の調査で、中之郷地区の工場から環境基準値を超過するテトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが検出されました。平成12年には新たに四塩化炭素についても環境基準値を超過しました。

汚染源と推定される工場は、県、旧富士川町の指導のもとで、地下水汚染の拡散を防止するため、地下水の揚水による浄化、各井戸の揚水量の調整などにより、浄化・拡散防止対策を実施しています。

また、工場敷地内外の井戸（計5本）について、定期的（月1回）に水質を分析し、市へ報告しています。

令和6年度の市の監視井戸の調査で環境基準値を超過した井戸は、テトラクロロエチレン濃度0.029～0.033mg/L(年平均値0.031mg/L)でした。

図-14 地下水水質調査地点



2 ゴルフ場農薬汚染対策

ゴルフ場の農薬汚染は、令和2年3月27日に施行されたゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（以下、「指導指針」という。）、「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要領」によって、水質及び生態系を保全することを目的として定められています。

また、市は平成4年3月31日に自然環境の保全と住民の安全及び健康保持を目的として、市内の3ゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」を締結しています。その後、平成20年度には旧富士川町と合併し、1ゴルフ場が新たに追加されました。

毎年、市内のゴルフ場排水口において、指導指針に定められている水濁指針値・水産指針値に基づく農薬調査を実施しています。

令和6年度に実施した調査では、水濁指針値・水産指針値を超過する農薬はありませんでした。

Ⅳ 土壌汚染対策

土壌汚染対策の推進について

「土壌汚染対策法」が平成 15 年 2 月 15 日に施行され、平成 22 年 4 月 1 日、平成 29 年 5 月 19 日に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が施行されました。

土壌汚染対策法は、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としており、土壌汚染による健康リスクを管理するため、有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地で 900 ㎡以上の土地の形質変更時や 3000 ㎡以上の土地の形質変更時に届出が必要となっています。

以下の機会となった場合に特定有害物質（表-23）による土壌汚染の可能性の高い土地について、土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けています。

- ① 特定有害物質を製造、使用または処理する施設の使用が廃止された場合
- ② 有害物質使用特定施設が設置されている事業場等の敷地で 900 ㎡以上の土地の形質変更時
- ③ 3000 ㎡以上の土地の形質変更時

特定有害物質の使用・保管・貯蔵に係る対象工場・事業場数は表-20、手続件数は表-21 のとおりです。

土壌汚染が判明した場合は摂取経路の存在有無に応じて、「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定され、汚染された土壌を適切に管理していくことを目的とし、講ずべき汚染の除去等の措置や土地の形質の変更時に届出を指導しています。

なお表-22 のとおり、令和 7 年 3 月 31 日現在、土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定は 0 件、形質変更時要届出区域の指定は 2 件あります。

汚染土壌の処理業者に対しての許可制度が定められており、「富士市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱」を制定しています。

表-20 土壌汚染対策法の対象となる工場・事業場数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

製造業	化学工業	薬品	廃棄物 処理業	写真現像・焼付	試験研究	洗濯業	その他	計
13	4	0	2	3	6	0	0	28

※下水道接続事業場含む

表-21 土壌汚染対策法の手続件数（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

法第 3 条調査			法第 4 条調査
報告書提出	調査の猶予	調査命令	調査命令
0	3	0	0

表-22 土壌汚染対策法に基づく指定区域数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

要措置区域	形質変更時要届出区域
0	2

表-23 土壌汚染対策法における対象物質と基準

特定有害物質 〔土壌汚染対策法〕 第2条第1項		要措置区域の指定に係る基準（土壌汚染対策法第6条第1項）		（参考）環境基本法に基づく 土壌の汚染に係る環境基準 （mg/L）
		土壌含有量基準（mg/kg） （直接摂取によるリスク）	土壌溶出量基準（mg/L） （地下水等の摂取によるリスク）	
四 塩 化 炭 素	（第1種特定有害物質） 揮発性有機化合物	－	0.002以下	0.002以下
ク ロ ロ エ チ レ ン		－	0.002以下	0.002以下
1,2- ジ ク ロ ロ エ タ ン		－	0.004以下	0.004以下
1,1- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		－	0.1以下	0.1以下
1,2- ジ ク ロ ロ エ チ レ ン		－	0.04以下	0.04以下
1,3- ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン		－	0.002以下	0.002以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン		－	0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン		－	0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン		－	1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		－	0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン		－	0.01以下	0.01以下
ペ ン ゼ ン		－	0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物	（第2種特定有害物質） 重金属等	45以下	0.003以下	0.003以下 （農用地においては、 米1kgにつき0.4mg未満）
六 価 ク ロ ム 化 合 物		250以下	0.05以下	0.05以下
シ ア ン 化 合 物		50以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	検出されないこと
水 銀 及 び そ の 化 合 物		15以下	0.0005以下	0.0005以下
う ち ア ル キ ル 水 銀			検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下
鉛 及 び そ の 化 合 物		150以下	0.01以下	0.01以下
砒 素 及 び そ の 化 合 物		150以下	0.01以下	0.01以下 （農用地（田に限る）においては、 土壌1kgにつき15mg未満）
ふっ素及びその化合物		4,000以下	0.8以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		4,000以下	1.0以下	1以下
シ マ ジ ン	（第3種特定有害物質） 農薬等	－	0.003以下	0.003以下
チ ウ ラ ム		－	0.006以下	0.006以下
チ オ ベ ン カ ル プ		－	0.02以下	0.02以下
P C B		－	検出されないこと	検出されないこと
有 機 り ん 化 合 物		－	検出されないこと	検出されないこと